

県央県南広域環境組合制限付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県央県南広域環境組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、県央県南広域環境組合契約規則（平成11年県央県南広域環境組合規則第8号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、入札の透明性及び公正性を高め、もって契約事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

なお、組合が実施する入札は事後審査型入札（入札後において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格を提示した者について競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する一般競争入札をいう。）とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工事とは、組合が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、設計金額が原則として1,000万円以上の建設工事をいう。
- (2) 指名審査委員会とは、県央県南広域環境組合建設工事指名審査委員会規程（平成14年県央県南広域環境組合訓令第2号）において設置した委員会をいう。
- (3) 総合評定値とは、建設業法第27条の29第1項に規定

する総合評定値をいう。

(入札参加者の資格要件)

第3条 対象工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、第5条第1項に規定する届出書を適切に提出した者とする。

- (1) 島原市、諫早市、雲仙市又は南島原市（以下「関係市」という。）のいずれかに建設工事に係る入札参加資格の登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (3) 届出書の提出期限の日から落札決定までの間において、管理者、島原市長、諫早市長、雲仙市長又は南島原市長から指名停止、排除措置又は入札参加規制の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 届出書の提出期限の日以前6月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 対象工事に一定の資格を有する技術者を配置することが可能であると認められる者であること。
- (6) 対象工事の工種における総合評定値が、一定の点数以上又は範囲内にある者であること。
- (7) 管理者が必要と認める営業所等の所在地の要件を満たしている者であること。
- (8) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18

条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、関係市に入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）

- (9) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

（入札の公告）

第4条 管理者は、制限付一般競争入札に関する事項を、組合掲示場に掲示することにより公告し、かつ、特に必要があると認めるときは、新聞掲載その他の方法により公告することができるものとする。

（競争参加資格確認届出）

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「届出者」という。）は、公告により定められた日までに競争参加資格確認届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を管理者に2部提出しなければならない。

2 届出書に添付する書類は公告に記載するものとする。

3 届出書及び添付書類の作成に要する費用は、届出者の負担とし、これらの書類は、返却しないものとする。この場合において、届出書及び添付書類の内容を公表し、又は無断で他の用途に使用してはならない。

（設計図書等の閲覧）

第 6 条 対象工事の図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、指定期間内に閲覧に供するものとする。

2 届出者は、指定期間において設計図書等の閲覧及び貸出しを受けることができる。

（設計図書等に対する質問及び回答）

第 7 条 届出者は、設計図書等について質問することができる。この場合において、届出者は、公告により定められた日までに、公告により定められた方法で質問しなければならない。

2 質問に対する回答は、公告により定められた日までに、公告により定められた方法で回答するものとする。

（現場説明会）

第 8 条 管理者は、特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができるものとする。

（届出書の写しの提示）

第 9 条 入札執行者は、入札会場において、入札執行の前に受理された届出書の写しの提示等により、入札に参加しようとする者が当該入札に参加できる者であることを確認するものとする。

（入札回数等）

第 10 条 入札回数は、対象工事ごとに 2 回とするが、1 回目の入札で最低制限価格を下回った者は失格とし、2 回目の入札には参加できないものとする。

（開札）

第 11 条 入札執行者は、開札後、不調となった場合を除き、入札参加者に対し次に掲げる内容を告知するものとする。

(1) 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格を提示した者（以下「落札候補者」という。最低価格を提示した者が複数の場合は、

入札会場において、くじにより落札候補者を決定する。) から順に第3順位までの者(最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合は、入札会場において、くじによりその順位を決定する。)の入札金額及びその氏名又は名称

(2) 予定価格及び最低制限価格

(3) 次条第1項及び第13条に関する事項

(競争参加資格の審査)

第12条 落札候補者は、落札候補者となった旨の告知又は通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、競争参加資格審査申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。この場合において、当該期限までに提出しないときは競争参加資格がないものとみなす。

(1) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第3号)

(2) その他公告に記載するもの

2 管理者は、第1項の規定により書類の提出を受けたときは、公告に示した競争参加資格要件に基づき、その内容を原則として同項に規定する提出期限の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に審査するものとする。この場合において、競争参加資格の審査に疑義を生じたときは、指名審査委員会に諮るものとする。

(落札決定又は競争参加資格不適格の決定)

第13条 管理者は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに落札者決定通知書(様式第4号)により入札参加者全員に通知するものとする。ただし、通知の方法を公告で別に定めた場合は、この限りでない。

2 管理者は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしてい

ないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない旨を競争参加資格要件不適合通知書（様式第5号）により通知する。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）があるときは、その者に落札候補者となった旨を落札候補者決定通知書（様式第6号）により通知する。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用する。

4 前項の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第14条 前条第2項の規定により競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

（工事費内訳書の提出）

第15条 届出者は、公告の定めるところにより、対象工事の入札に際し、入札執行者に工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書は、工事費内訳書取扱要領（令和3年県央県南広域環境組合公告第6号）に基づき作成しなければならない。

（入札の無効）

第16条 届出書、添付書類若しくは第12条第1項に規定する書類に虚偽の記載を行った者又は届出書を提出した日から落札決定の日までの間において第3条に規定する資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

（提出期限等の特例）

第17条 管理者は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を

要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、第5条第1項及び第7条第2項の規定にかかわらず、提出期限、回答期限等を短縮し、又は延長することができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

競争参加資格確認届出書

年 月 日

県央県南広域環境組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者名

㊟

下記の工事に係る入札に参加したく、所定の書類を添えて届出いたします。

なお、公告された資格要件を満たしていること、この届出書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日 年 月 日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所
- 4 建設業許可番号
- 5 経営事項審査の審査基準日
- 6 添付書類 公告に記載するもの 別添のとおり

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

県央県南広域環境組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者名 ⑩

競争参加資格審査申請書

下記の工事に係る競争参加資格審査を受けたいので、所定の書類を添えて申請いたします。

なお、公告された資格要件を満たしていること、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 工事番号

工事名

3 工事場所

4 添付書類

(1) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第3号）

別添のとおり

(2) その他公告に記載するもの 別添のとおり

様式第3号（第12条関係）

配置予定技術者等の資格及び工事経験表

会社名 _____

職名			
氏名			
最終学歴			
法令による免許			
工事 経験 の 概 要	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	従事役職		
	従事期間		
	工事内容		

- (注) 添付書類は、下記の1及び2、又は1及び3とする。
- 1 当該会社と配置予定技術者が3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有することを証する書面を添付すること。
 - 2 工事経験の条件において、資格者証を有する者の場合は、免許等を証明する書面の写しを添付すること。
 - 3 工事経験の条件において、資格者証を有しない者の場合は、当該技術者が工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類（工事实績情報サービス（CORINS）データの写し等）を添付すること。

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

県央県南広域環境組合管理者 ⑩

落札者決定通知書

さきに入札執行した下記工事について、落札者の決定を保留していましたが、審査の結果、落札者が決定しましたので、通知します。

つきましては、落札者は 年 月 日までに契約関係書類を提出してください。

記

- 1 入札公告日 年 月 日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所
- 4 工事日数
- 5 入札執行の日時
- 6 落札者名
- 7 落札金額

様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

県央県南広域環境組合管理者 ⑩

競争参加資格要件不適合通知書

さきに入札執行した下記工事について、落札者の決定を保留していましたが、審査の結果、貴社は競争参加資格がないと認めましたので、通知します。

記

- 1 入札公告日 年 月 日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所
- 4 入札執行の日時
- 5 競争参加資格がないと認めた理由

なお、競争参加資格がないと認めた理由に不満がある場合には、当該理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、年 月 日までに競争参加資格確認届出書の提出先へその旨を記載した書面を提出して行うこと。

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

県央県南広域環境組合管理者 ⑩

落札候補者決定通知書

さきに入札執行した下記工事について、落札者の決定を保留していましたが、貴社が落札候補者に決定しましたので、通知します。

つきましては、 年 月 日までに競争参加資格審査申請書（様式第2号）及び添付書類の提出をお願いします。

記

- 1 入札公告日 年 月 日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所
- 4 入札執行の日時